# OSA通信

=第96号=

長掛栄一税理士事務所 【不定期発行】

# ★教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税特例の改正

平成31年度の税制改正について、今回は直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税特例の改正内容をご案内します。 (塚越康仁)

### ◎非課税特例の概要

この特例は、個人が教育資金に充てるために、その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合等に、その信託受益権等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しないこととする特例です。

#### ◎改正点

	内容
適用期限	<u>令和3年</u> 3月31日
受贈者の所得要件 (新設)	前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、その信託等により取得した信託受益権等については、特例の <u>適用不可</u> 。(平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用)
教育資金の範囲 (一部年齢制限新設)	学校等以外に対して直接支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、学習塾等や習い事等の対価及びその役務提供・指導に係る物品購入費等は除外。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の受講費用は除外しない。 (令和元年7月1日以後に支払われる教育資金に適用)
贈与者死亡時の 残高の取り扱い (新設)	死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について、この非課税制度の適用を受けたときは、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から <u>相続又は遺贈により取得したものとみなす</u> 。ただし次のいずれかに該当する場合を除く。 ①23歳未満である場合 ②学校等に在学している場合 ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合 (平成31年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用)
受贈者の年齢 (条件変更)	受贈者が30歳に達した場合でも、次の場合は教育資金口座に係る契約は終了しない。 ①学校等に在学している場合 ②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受けている場合 30歳に達した日の翌日以降、上記①もしくは②のいずれかに該当しなくなった場合における その年12月31日又はその受贈者が40歳に達する日のいずれか早い日に教育資金口座に 係る契約が終了するものとする。(令和元年7月1日から適用)

#### ◎改正に伴う影響

管理契約設定時の受贈者 の年齢	00歩土海	20歳以上23歳未満		23歳以上
契約設定後3年以内の 贈与者死亡時の相続税課税	なし	贈与者死亡時に23歳未満 又は学生であれば課税なし		学生であれば課税なし
支払時の受贈者 の年齢	23歳未満		23歳以上	
学習塾・習い事等の支払い	贈与税の非課税特例	列の対象	贈与税の非課税特例の対象外	
受贈者の状況	学校に在学/教育訓練る	を受けている	左記以外	
受贈者が30歳になったとき	受贈者が最長40歳に 教育資金管理契約		教育資金管理契約は終了	

## ◎まとめ

上記の通り、所得の少ない20歳未満の者に対して学校の入学料や授業料を一括して贈与し、その資金を在学中に使い切ってしまえば、今回の改正の影響はありません。特例の適用期限も延長されたので、 生前贈与手法の1つとしてこの制度の活用を検討してみてはいかがでしょうか。

Copyright 2019 Eiichi Osakake Certified Tax Accountant Office. All rights reserved.